

防衛医科大学校達第5号

共同利用研究施設の管理及び運営に関する達を次のように定める。

昭和57年4月6日

防衛医科大学校長 加 納 保 之

共同利用研究施設の管理及び運営に関する達

改正 昭和60年 3月29日達第 3号
昭和61年 9月16日達第12号
平成19年 3月28日達第 5号
平成23年12月27日達第 5号
令和 2年 4月 1日達第 1号

共同利用研究室の管理及び運営に関する達（昭和52年防衛医科大学校達第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、医学教育部における共同利用研究施設（以下「共利研」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研究室）

第2条 共利研に、次に掲げる研究室を置く。

- （1）電子顕微鏡室
- （2）超遠心機室
- （3）アミノ酸分析室
- （4）血液分光分析室
- （5）組織標本作製室
- （6）電子計算機室
- （7）組織培養室
- （8）タンパク質分析室
- （9）細胞分析室
- （10）生体機能室
- （11）NMR室
- （12）核酸分析室
- （13）画像解析室
- （14）電子顕微鏡試料室
- （15）光学顕微鏡室
- （16）低温室

（共同利用研究施設長等）

第3条 共同利用研究施設長（以下「施設長」という。）は教授をもって充てる。

2 共利研に准教授、講師又は助教（以下「准教授等」という。）を置く。

3 准教授等は、施設長を助け、施設長に事故があるとき、又は施設長が欠けたときは、その職務を行う。

（施設の利用）

第4条 共利研を利用する者は、あらかじめ施設長に提出するものとする。

2 施設長は、別に定める利用規程に反した行動をした者に対し、共利研の利用禁止を求めることができる。

（委員会の設置）

第5条 共利研に関する基本的事項を審議するため、共同利用研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第6条 本委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（1）委員長 施設長

（2）委員

ア 共利研の教官

イ 機器運用専門官

ウ 学校長の指名する者

2 前項第2号ウの委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審議事項）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）共利研の管理及び運営の基本的事項に関すること。

（2）その他共利研に関すること。

（会議）

第8条 委員会は、委員長が招集し、その審議を主宰する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。

3 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の議員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（委任規定）

第9条 この達に定めるもののほか、共利研の管理及び運営に関し必要な細部事項は、学校長の承認を得て、施設長が定める。

附 則

この達は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則

この達は、昭和60年3月29日から施行する。

附 則

この達は、昭和61年9月16日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

